特記仕様書（基本設計編）

Ⅰ　業務概要

１．業務名

（仮称）養正こども園建設基本計画策定・基本設計業務委託

２．計画施設の概要

（１）施設名称　　（仮称）多治見市養正こども園
（２）所在地　　多治見市平野町２丁目79番地 外
（３）施設用途　　幼保連携型認定こども園

３．設計条件

（１）敷地の条件

ａ　敷地の面積　約4,100㎡
※別途発注する地形測量後に関係者で協議を行い、当該建物の敷地を確定

ｂ　地域地区等　都市計画区域内（市街化区域）、第一種住居地域、建ぺい率60％、容積率200％
建築基準法第22条区域

（２）施設の条件

ａ　建物規模　1,900㎡程度（既設園舎の活用の適否は基本計画で定める）
ｂ　建物配置　基本計画による
ｃ　主要構造　特に定めない
ｄ　耐震安全性の分類
①　構造体　Ⅱ類
②　建築非構造部材　Ｂ類
③　建築設備　乙類
耐震安全性の分類は、官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年３月29日付け国営計第126号、国営整第198号、国営設第135号）による。

ｅ　建築物の類型　第11号　第１類
建築物の類型は、平成31年国土交通省告示第98号別途二による。

ｆ　所要室等　別途「必要諸室一覧表」「周辺環境説明書」による

（３）建設の条件

ａ　予定工事費　基本計画で定める概算工事費
ｂ　工事予定時期
①解体工事　令和12年１月～令和12年７月（敷地造成工事を含む）
②新築園舎　令和12年８月～令和13年11月（園庭整備工事を含む）
③駐車場整備工事　令和13年11月～令和14年１月（敷地外駐車場に限る）

（４）基本設計業務の履行期限

令和10年６月30日まで

（５）設計条件の資料

設計条件については、次の資料による。
①設計に係る配慮事項
②多治見市統合型認定こども園整備基本構想
③(仮称)多治見市養正こども園建設基本計画

Ⅱ　業務仕様

本特記仕様書に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書」（平成20年３月31日付け国営整第176号（最終改定 令和６年３月26日付け国営整第213号）による。

ただし、共通仕様書中にある「調査職員」を「監督員」に読み替えて適用する。

１．設計業務の範囲

（１）一般業務の範囲

ａ　基本設計に関する標準業務

・建築（総合）
・建築（構造）
・電気設備
・機械設備（給排水衛生設備、空調換気設備及び昇降機等）

（２）追加業務の内容及び範囲

ａ　イメージ図の作成（Ａ３判、鳥瞰１枚・外観２枚・内観２枚）
ｂ　概略工事工程表の作成
ｃ　概算工事費の検討
ｄ　住民説明等に必要な資料の作成（法令等に基づくものを除く。）
ｅ　庁議資料の作成（市議会資料を含む）
ｆ　外部機関との調整（資料作成・会議への同席）

２．業務の実施

（１）一般事項

ａ　本業務は、本仕様書に基づき実施する。
ｂ　業務の実施に当たっては、関係法令及び条例等を遵守する。
ｃ　業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行う。
ｄ　管理技術者は、自らの組織の中から選任し、発注者に通知する。
ｅ　本業務の一部を再委託する場合は、予め発注者の承諾を得る。
ｆ　本業務の実施に関し疑義が生じた場合は、速やかに発注者と協議を行う。
ｇ　受注者は、本業務の実施過程で知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
ｈ　基本設計業務は、基本計画で定める設計条件及び適用基準に基づき行う。
ｉ　監督員の指示により、設計与条件等を整理した上で「設計説明書」を作成し、関連資料とともに監督員に提出する。また、施設所管課及び監督員に当該説明書の内容を説明する。
ｊ　「働き方改革に配慮した公共建築設計業務委託のためのガイドライン」（令和２年10月全国営繕主管課長会議）を踏まえ、手戻り防止のための設計業務のプロセス管理に努めるものとする。

（２）適用基準

本業務は以下に掲げる技術基準等（いずれも最新のものに限る）を適用する。受注者は業務の対象である施設の設計内容及び業務の実施内容が技術基準等に適合するよう業務を実施しなければならない。

ａ　共通

・官庁施設の基本的性能基準
・官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン
・官庁施設の総合耐震・対津波計画基準
・官庁施設の環境保全性基準
・官庁施設の防犯に関する基準
・官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準

・公共建築工事積算基準
・公共建築工事共通費積算基準
・公共建築工事標準単価積算基準
・公共建築工事積算基準等資料
・営繕工事積算チェックマニュアル
・建築物解体工事共通仕様書
・多治見市福祉環境整備指針
・その他、多治見市の建築物の建築に係る条例及び基準

b　建築
・建築工事設計図書作成基準
・建築工事設計図書作成基準の資料
・敷地調査共通仕様書
・公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編）
・建築設計基準
・建築設計基準の資料
・建築構造設計基準
・建築構造設計基準の資料
・建築工事標準詳細図
・構内舗装・排水設計基準
・構内舗装・排水設計基準の資料

c　建築積算
・公共建築数量積算基準
・その他、多治見市の建築工事積算に係る基準　等

d　設備
・建築設備計画基準
・建築設備設計基準
・建築設備工事設計図書作成基準
・公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）
・公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編）
・公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）
・公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）
・公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）
・雨水利用・排水再利用設備計画基準
・建築設備耐震設計・施工指針（(一社）日本建築センター）
・建築設備設計計算書作成の手引き（(一社）公共建築協会）
・空気調和システムのライフサイクルエネルギーマネジメントガイドライン

e　設備積算
・公共建築設備数量積算基準
・その他、多治見市の建築工事積算に係る基準　等

（３）業務計画書

業務計画書には次の内容を記載する。

なお、下記a、b、d及びeについて、プロポーザルの技術提案書に記載があれば提出を省略できる。

a　管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成28年４月１日以降に契約履行が完了した同種業務の実績及び手持業務の状況

b　各主任技術者（管理技術者の下で各分担業務分野における担当技術者を総括する役割を担う者をいう。）の担当業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成28年４月１日以降に契約履行が完了した同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況

c　各担当技術者の分担業務分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、平成28年４月１日以降に契約履行が完了した同種業務の実績（担当技術者を配置する場合）

d　協力事務所の名称、代表者名、所在地、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容（協力事務所がある場合）

ただし、総合（積算に関する業務を除く）は再委託しないこと。

e　追加する分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・実務経験年数、平成28年４月１日以降に契約履行が完了した当該分野における業務の実績及び手持業務の状況（総合、構造、電気設備及び機械設備以外に分担業務分野を追加する場合）

注)「平成28年４月１日以降に契約履行が完了した同種業務の実績」とは、次の①～③すべての項目に該当する実績をいう。

①　平成28年４月１日以降に契約履行が完了した施設の建築設計の業務実績

②　本業務において担当する分担業務分野での建築設計の業務実績（ただし、管理技術者又はこれに準ずる立場としての業務実績を有する場合は、当該業務の主たる分担業務分野についても業務実績を有することとして扱うことができる。）

③　次を満たす施設の建築設計の業務実績

同種業務の実績における対象施設は、地方公共団体、社会福祉法人又は学校法人が発注した幼保連携型認定こども園、保育園又は幼稚園、教育施設とする。

f　公共建築設計業務委託共通仕様書 第３章 ３．２に定める設計方針

g　受注者は、プロポーザルの技術提案書にて提案した履行体制により当該業務を履行する。

（４）管理技術者及び主任技術者の資格要件

技術提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

a　管理技術者の資格要件

管理技術者の資格要件は次による。

なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・建築士法（昭和25年法律第202号。以下同じ。）第２条第２項に規定する一級建築士（資格取得後５年以上の実務経験（建築士法施行規則第１条の２に定める内容をいう。以下同じ。）を有する者に限る。）

・国土交通省大臣官房営繕部監修の公共建築工事標準仕様書（建築工事編／電気設備工事編／機械設備工事編）又はそれに準ずる仕様書を適用した建築設計を実施した経験を有する者

b　建築設計業務にかかる主任技術者の資格要件

主任技術者の資格要件は次のいずれかにより、総合、構造、電気設備、機械設備の分担業務分野毎に１名配置するものとする。

主たる分担業務分野（総合）の主任技術者については、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。

・総合については、建築士法第２条第２項に規定する一級建築士

・構造については、建築士法第10条の２の２に規定する構造設計一級建築士

・機械設備については、建築士法第10条の２の２に規定する設備設計一級建築士又は建築士法第２条第５項に規定する建築設備士

・電気設備については、５年以上の電気設備設計に係る実務経験を有する者

・主任技術者については、他の分担業務分野の主任技術者と兼任しないこと。

（5）貸与品等

a　貸与する資料等

発注者から受注者に貸与する資料等は次のとおりとする。

また、受注者は、当該資料で設計に必要な箇所の写し（コピー等）を作成し、速やかに資料を発注者に返却する。

・建築確認申請書（新築：S47、増築：H2）

b　貸与場所及び貸与時期　　多治見市都市計画部建築住宅課／業務着手時

c　返却場所及び返却時期　　多治見市都市計画部建築住宅課／貸与後、概ね６か月以内

（6）打合せ及び記録

a　打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、監督員に提出する。

①　業務着手時

②　監督員又は管理技術者が必要と認めた時

③　その他（業務委託の履行期間中で成果物の一部を提出する時 ）

（7）その他、業務の履行に係る条件等

a　幼保連携型認定こども園の建築にかかる法令等による諸条件の調査及び関係機関打合せへの協力

受注者は、建築設計に必要な範囲で幼保連携型認定こども園の建築にかかる法令等による設計条件を調査する。また、受注者は、発注者と関係機関との打合せ資料（案）を作成するとともに、必要に応じて当該打合せに立会う。

b-1　地質調査業務との調整

受注者は、別に発注を予定している地質調査業務との調整を図り、本設計に反映する。

b-2　アスベスト対策

受注者は、既存園舎の解体又は改修設計を行うにあたり、使用建材のアスベスト含有調査が必要となる場合は、その実施について監督員と協議する。また、受注者は、発注者が実施するアスベスト含有調査の結果を本設計に反映する。

c　上下水道等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ

受注者は、建築設計に必要な範囲で計画敷地への上下水道及びガス、電力、通信等の供給状況を調査する。また、受注者は必要に応じて関係機関と打合せを行う。

d　適正な設備機器等の選定にもとづく設備設計

受注者は、設備設計にあたり複数の熱源方式等が想定される設備機器等について、イニシャルコストだけでなく、ランニングコストも含めたライフサイクルコストでの比較を行い、適正に選定する。

e　市民説明会、庁内会議等に必要な資料の作成

受注者は、基本設計をまとめるにあたり発注者が実施する市民説明会、庁内会議等に必要となる図面、透視図等の資料を作成する。

f　概算工事費の検討

基本設計図書の作成が完了した時点において、当該基本設計図書に基づく建築工事に通常要する費用を概算し、工事費概算書（解体工事費含む）を作成する。

g　工事手順、概略工事スケジュールの作成

受注者は、工事手順および概略工事スケジュールを作成する。なお、スケジュールの作成にあたっては、関係者(各園及び保育幼稚園課)と調整を行い、保育業務に配慮するとともに、近隣への影響やその対応を考慮した計画とする。

h　成果物の取扱いについて

提出された図面データ等については、市が主催する市民向け説明会等に使用するほか、当該施設に係る工事の受注者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用することがある。

i　成果物の提出場所

多治見市こども健康部保育幼稚園課

j　写真の著作権の権利等について

受注者は写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件にすること。

①　写真は、発注者が行う事務並びに発注者が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。

②　次に掲げる行為をしてはならない。(ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合は、この限りでない。)

1)　写真を公表すること

2)　写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

3．引渡前における成果品の使用等

履行期間途中においても、発注者は受注者に通知することで成果品の全部又は一部を使用することができる。

4．検査

（1）業務が完了した時は、業務完成通知書を提出するとともに、成果品を提出し、発注者の検査を受けること。

（2）業務完了期限前であっても、発注者が予め成果品の提出期日を指定した場合には、その指定する期日までに、その時点における成果品を提出し、検査を受けること。

5．成果品に係る著作権等

（1）受注者は、本業務に係る成果品、資料等の所有権及び著作権は全て成果品の引渡し時に発注者に譲渡するものとする。

（2）受注者は、発注者の承諾を得ることなく成果品等の内容を公表してはならない。

（3）受注者は、著作権法第20条第１項に規定する権利を行使してはならない。

（4）受注者は、発注者に引き渡した成果品の全てについて第三者の有する著作権等を侵害するものではないことを保証するとともに、第三者の有する著作権等を侵害した場合は、その損害を補償し、必要な措置を講じなければならない。

（5）受注者は、第三者の有する特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の知的財産を使用するときは、その使用に関する責任を負わなければならない。

6．成果物、提出部数等

（1）建築基本設計

成果物等	提出部数	製本形態	適用 （A３判以外は特記）
a　建築（総合）			
・建築（総合）基本設計図書	各３部	製本	電子データ
計画説明書			
仕様概要書			
仕上概要表			
面積表及び求積図			
敷地案内図			
配置図			
平面図（各階）			
断面図（２面以上）			
立面図（各面）			
外構図			
敷地外駐車場造成図			
その他必要な図			
・工事費概算書	各３部	ﾌｧｲﾙ	Ａ４判、電子データ
・仮設計画概要書	各３部	製本	電子データ
b　建築（構造）			
・建築（構造）基本設計図書	各３部	製本	電子データ
構造計画説明書			
構造設計概要書			
・工事費概算書	各３部	ﾌｧｲﾙ	Ａ４判、電子データ
c　電気設備			
・電気設備基本設計図書	各３部	製本	電子データ
電気設備計画説明書			
電気設備設計概要書			
・工事費概算書	各３部		Ａ４判、電子データ
d　機械設備			
・機械設備基本設計図書	各３部	製本	電子データ
機械設備計画説明書			
機械設備設計概要書			
・工事費概算書	各３部		Ａ４判、電子データ
e　その他			
・設計説明書	各３部		Ａ４判、電子データ
・基本設計イメージ図	各１部		Ａ３判、電子データ
・工事手順、概略スケジュール	各１部	ﾌｧｲﾙ	電子データ
・維持管理コスト計算書	各１部	ﾌｧｲﾙ	電子データ
・住民説明に必要な図面等の資料	各１部	ﾌｧｲﾙ	Ａ４判、電子データ
・庁内会議に必要な図面等の資料	各１部		Ａ４判、電子データ
f　資料			
・各種技術資料	一式	ﾌｧｲﾙ	Ａ４判
・各記録書	一式	ﾌｧｲﾙ	Ａ４判
・設備機器等選定比較資料	各１部	ﾌｧｲﾙ	Ａ４判

【注意事項】

（１）建築（構造)、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。

（２）建築（総合）設計図は、適宜、追加してもよい。

（３）成果物は、監督員の指示により、ファイル綴じ又は製本とする。

（４）電子データについては、図面データはJWW形式、DXF形式及びPDF形式、その他のデータはWord形式又はExcel形式、及びPDF形式とし、ＣＤ－Ｒ等で提出する。

（５）成果物及び提出部数を変更する場合は、監督員と協議し、その指示による。

（６）新築及び増築に係る工事費概算書の作成は、「官庁施設の設計段階におけるコスト管理ガイドライン」による。

（２）その他の提出書類

提出物等	提出部数	提出時期	適用 （Ａ４判以外は特記）
・業務工程表	各１部	着手時	
・業務計画書	各１部	着手時	
・管理技術者通知書 （経歴書、資格の写し等を添付）	各１部	着手時	
・照査技術者通知書 （経歴書、資格の写し等を添付）	各１部	着手時	
・主任技術者通知書 （経歴書、資格の写し等を添付）	各１部	着手時	
・担当技術者通知書 （経歴書、資格の写し等を添付）	各１部	着手時	
・再委託申出書		適宜	
・業務完成通知書	各１部	完了時	
・打合せ記録簿	各１部	完了時	
・成果物一覧表	各１部	完了時	
・成果物写真（業務写真）	各１部	適宜	
・その他必要な書類			

【注意事項】

成果物等及び提出部数を変更する場合は、監督員と協議し、その指示による。

７．その他の注意事項

（１）環境配慮

ａ　本業務の実施にあたり、電子メール等の積極的な活用や車のアイドリングストップなどの環境配慮に努める。

ｂ　本業務で使用する消耗品等については、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）に規定されている調達品目等の環境への負荷が小さいものを使用するように努める。

ｃ　清掃等周辺環境美化に努める。

ｄ　業務全般にわたり省電力、省エネルギーに努めること。

ｅ　上記のほか、受注者として環境に配慮する計画があれば業務着手時に、書面にて提出すること。

（２）個人情報の取扱い

受託者は、業務の履行にあたり、個人情報保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条の規定を順守すること。

（３）妨害又は不当要求に対する通報義務

a　受注者は契約の履行に当たり、暴力団又は暴力団員等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当若しくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講ずることがある。

b　受注者は暴力団又は暴力団員等による不当介入を受けたことに起因して履行期限内に契約内容を完了することができないときは、発注者に対して履行期限の延長を請求することができる。

（4）その他

a　受注者は、監督員と緊密な連絡をとり、十分な打合せを行って業務を遂行するものとし、業務の実施にあたり不明確な点は監督員との協議により、その指示に従って実施する。

b　受注者は、既存の建築物の調査等に関する調査内容及び調査日時等について、施設管理者及び監督員の了解を得てから実施する。

c　業務の実施中に既存の構築物、道路等に損傷を与えた場合は、直ちに受注者の負担により復旧する。